平成２９年（フ）第５４２号
埼玉県三郷市さつき平２丁目４番２―1803号
債務者　近藤健治郎
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
熊本県八代市日奈久塩北町4448番地３、前住所熊本県八代市島田町978番地（101）
債務者　東畠　久江
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　秀規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２９６号
京都市山科区大宅中小路町35番地10
債務者　小野寺雅美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　政義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０４３号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目19番31号
債務者　松本あけみ
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　理英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９３号
埼玉県川口市東領家１丁目21番14号　第七池田マンション302号
債務者　瀧瀬　和美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
埼玉県所沢市大字山口5354番地　西所沢椿峰ヒルズＡ―401
債務者　雨宮　純子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　沙知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８３９号
京都市伏見区醍醐京道町５番地12　メゾン・ド・ビブレ　Ｅｓｔ
債務者　城田　康夫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８１号
京都府宇治市木幡西浦48番地　デミューズ木幡505号、前住所京都市伏見区石田桜木19番地の１　ベル・アーバニティ伏見桃山東309号
債務者　松本　靜郎
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田辺　保雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
福岡市東区雁の巣１―30―26　ソフトハウス201、住民票上の住所広島県福山市曙町６丁目12番18号　高杉ビル３Ｆ
債務者　池岡産業こと　池岡　重明
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２７号
茨城県水戸市元吉田町800番地の２　コーポフィールドＢ棟101号
債務者　西野　貴芳（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２４８号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川613番地43（海老根住宅Ｂ号）
債務者　佐藤　和也
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２５２号
茨城県水戸市見川３丁目913番地の３　大森方、前住所茨城県水戸市見川町2563番地の842コーポピアなかやまＣ棟25号
債務者　渡邉　茂寿
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５号
茨城県筑西市倉持1123番地
債務者　齋藤　利之
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１号
千葉県館山市八幡469番地の３
債務者　児玉　浩美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第７９５号
京都市下京区東中筋通五条上る天使突抜２丁目398番地12
債務者　鷲見　和也
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８６号
京都市南区久世東土川町337番地１　洛南コーポラス　16号
債務者　石田　政信
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係